

令和2年第3回三豊市議会臨時会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第101号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	1
議案第102号	三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	3
議案第103号	三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について	5
議案第104号	三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	7

議案第101号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月24日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

議案第102号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月24日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第103号

三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部改正について

三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月24日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第104号

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月24日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。